

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地基園整備事業
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のアンダーラインの部分は、前回（令和8年度第8回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画 (都市計画)	A-1-1	対象事業実施区域は全て市街化調整区域ですが、公園整備等に伴って将来線引きが変更され、市街化区域になる予定の場所がありますか。 [1/16 審査会]	公園区域、墓園区域の用途変更は今のところ考えておらず、市街化調整区域での活用を想定しています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
B 事業計画 (産廃跡地)	B-1-1	産業廃棄物最終処分場跡地（以下「産廃跡地」といいます。）は、覆土厚が 50cm 以下となる工事は行わないとしています。切土・盛土の状況は 25m メッシュでしか示されておらず、詳細が不明です。 産廃跡地については、より細かいメッシュで、水平方向、垂直方向も、詳細に、切土・盛土の予定を図で示してください。 [1/16 審査会]	資料をもう一度確認して回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 17 で説明済 [6/29 審査会]
	B-1-2	形質変更時要届出区域では切土及び盛土工事を行い、一部の区画では切土工事を行う計画とありますが、形質変更時要届出区域では、どの場所で何mの切土を行うのですか。より細かいメッシュの図面で示してください。 [1/16 審査会]		
	B-1-3	補足資料 17 は、図 17-1 及び図 17-2 を評価書の資料編に載せていただくということで結構です。 [6/29 審査会]	—	
	B-2-1	西側と南側において、雨水による産廃跡地を経由した浸出水について、実際に流れている透水管の位置と河川又は水路への排水状況を図面で明示するとともに、その排水口の写真を示してください。 [1/16 審査会]	準備書資料編では、浸出水の位置等の記載が明確には示されていません。最終的な排出先等も現地確認してからになるので、整理した上で回答をしたいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 18 で説明済 [6/29 審査会]
	B-2-2	補足資料 18 の事業者の見解で、「現地で排水口の存在が確認されていませんが、資源循環局などと協議の上調査します」について、工事中にモニタリングをすることや、異常があったら対応をすることは、環境保全措置などに書かれているのでしょうか。 [6/29 審査会]	準備書 6.6-2 ページに、環境の保全のための措置で、「適切な地点を選定して、水質・底質のモニタリング調査を実施していきます」と記載しているので、こちらで対応の想定をしています。 [6/29 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
B 事業計画 (産廃跡地)	B-2-3	産廃跡地からの浸出水も考慮しながら、モニタリングを適正に実施していただくことを約束いただければ結構です。 [6/29 審査会]	承知しました。 [6/29 審査会]	補足資料 18 で 説明済 [6/29 審査会]
	B-3-1	浸出水の水質については、準備書に記載されていますか。 [1/16 審査会]	—	補足資料 19 で 説明済 [6/29 審査会]
	B-3-2	補足資料 19 の図 19-1 (調査地点と透水管位置)を準備書の 6.6-5 ページに追加するということは、排水管、透水管の位置などを補足資料 19 の図 19-1 に差し替えるということですか。 [6/29 審査会]	差し替えます。 [6/29 審査会]	
	B-4-1	産廃跡地は切土は行わないとのことですが、盛土や重機が走行すれば、浸出水の透水管が破損したり、浸出水のルート、水みちが変わる恐れがありませんか。盛土等の場所の詳細及び荷重を見積もった上で、見解を示してください。 [1/16 審査会]	—	補足資料 20 で 説明実施 [6/29 審査会] 補足資料 32 で 説明済 [8/27 審査会]
	B-4-2	補足資料 20 については、盛土や重機の走行での水みちの変化や地中での管の破損などは現在の時点での回答は難しいとのことですが、これについても必要な対策を講じることや、「廃掃法及び最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインなどに準拠して実施します」という内容が準備書の環境保全措置に書かれていますか。 [6/29 審査会]	地盤の工事中の環境保全目標を「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと」とし、産廃跡地の地盤に影響を及ぼすことを考慮して地盤沈下を極力生じないよう工事を実施していく、としており、これに基づいてモニタリングをしながら、現場は作っていると思っています。 [6/29 審査会]	
	B-4-3	地盤沈下は、事業場内ではなく周りに対してではないですか。 [6/29 審査会]	産廃跡地の部分で、工事の影響に対する保全の目標としています。 [6/29 審査会]	
	B-4-4	環境影響評価項目としての地盤は、周辺地盤への影響を目標にしていませんか。地盤沈下は違うと思いますが、そこで読むのであれば、もう少し分かるように書いた方がいいと思います。 事業場内の地盤の変動に伴う産廃跡地の「水みちの変化や排水管が壊れるとかに対して、今は予測できないけれどしっかり注意しながらやります」は準備書に書いてありますか。 [6/29 審査会]	少しお時間をいただきたいと思います。 [6/29 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
C 事業計画 (造成計画)	C-1-1	今回、かなり広い区域で草原のランドスケープを改変する事業もあるので、盛土、切土の高さの情報、高さに関しても是非説明してほしいと思います。 [1/16 審査会]	切り盛りの高さの表示は、基本計画の段階のため、後日回答します。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
D 事業計画 (手続の併 合と施設配 置計画)	D-1-1	手続を併合すること自体は異論もないのですが、公園整備事業と墓園整備事業は、同じような環境条件の場所で事業が二つ隣り合っているとわります。公園の方には飛行場外離着陸場と記載されたところがあります。ここは実際に何をやる場所なのですか。 [1/16 審査会]	災害時に大型のヘリコプターが着陸できることを想定しています。昨年「横浜市地震防災戦略」を見直した中で考え方が示されたので、総務局と調整した事項を反映して計画を進めていきたいと考えています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
	D-1-2	この公園整備事業と墓園整備事業は、何の不整合もなく一体化できたということですか。 [1/16 審査会]	併合の考え方については、事業時期も重なる部分もあり、事務局とも相談した上で、変更してより関係性を示すような形に整理しています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
	D-1-3	ヘリコプターが降りるということですので、多少は騒音等で影響はあろうかと思います。 [1/16 審査会]	ヘリコプターの着陸等については災害時、緊急的な利用ということで、今回の予測・評価の中には、そこまでの想定はしていません。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
E 事業計画 (輸送計画)	E-1-1	大気質、騒音、振動、地域社会に関して、供用時の問題を解決するために、公共交通機関の利用を各種媒体で呼びかけることになっています。 公共交通機関はバスを指していると思うので、現状、どこからのバスが何本くらい通っていて、実際に施設利用者がバス利用できる可能性がどのくらいあるのか、あるいは本数等が少なく、利用が期待できない場合に、増発の可能性があるのなど、その見通しについて教えてください。 [1/16 審査会]	公共交通機関は、立場駅又は戸塚駅からのバスで来場することになります。バスの本数は、1時間に3本くらいで、後日回答します。 環状4号線の方で連絡道路が今後計画されており、新しいバスルートができる可能性もありますが、工事の進捗等も現時点で明確にありません。また、墓園と公園が部分的に開園する状態になると、事前にバス事業者による事業の進捗状況等を紹介し、バス事業者がバスの本数などを検討することになるので、現時点で評価は難しいですが、状況だけは回答可能です。 [1/16 審査会]	補足資料4で 説明実施 [2/27 審査会] 補足資料14で 説明済 [6/8 審査会]
	E-1-2	補足資料の表4-1では、お彼岸やお盆の休日・祝日の8時から17時台が4本から1本で、非常に本数が少ない状況です。それを踏まえて、これで十分なのか、十分ではないとすれば、今後の見通しはどうするのかを質問したのですが、現状だけで、現状の評価や今後の展望の問題が触れられていませんが、どのように考えていますか。 [2/27 審査会]	お彼岸の時期が一番集中すると認識していますが、バスの時刻表改変は、事業が進む中で道路形態などが具体化した段階で、バス事業者による本数の改編とかの相談をすることになりますので、そういう働きかけは考えています。ただ、実際はバス事業者が判断する事項となります。 [2/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
E 事業計画 (輸送計画)	E-1-3	事業者単独で解決できる課題ではないことは理解しますが、今後の課題、懸念点、問題点が残っているのであれば、何らかの形で問題点であるということを明記された方が良いのではないかと思います。 [2/27 審査会]	—	補足資料 4 で 説明実施 [2/27 審査会] 補足資料 14 で 説明済 [6/8 審査会]
	E-1-4	バスに関しては運転手の不足により本数が減少傾向のため、引き続き動向については注目していただければと思います。 [6/8 審査会]	—	
F 事業計画 (道路計画)	F-1-1	準備書 6.5-67 ページに、計画されている外周道路の断面図があり、外周道路東側は、外側に副道が計画されています。こちらからこのまま辿っていくと、準備書 6.13-8 ページの交差点 No. 2 と No. 3 につながると思います。その交差点の形は、別ページの準備書 6.13-53 ページにあります。これに副道の記載はありません。どのような接続になっているのですか。 [1/16 審査会]	外周道路の副道は、現況東側に道路があるので、そちらを取り込んだ形で副道として、生活道路としての利用を想定しています。こちらの交差点への進入や接続方法については、今後、詳細な設計をした中で警察と協議となります。現時点では、詳細な図面はないという状況です。 [1/16 審査会]	補足資料 1 で 説明実施 [2/27 審査会] 補足資料 28 で 説明済 [7/27 審査会]
	F-1-2	補足資料 1、2 はまだ計画中で、今後詳細な設計を行うため現時点では具体的な図面がないという回答です。 準備書の段階でこの状況では、審査会としてこれが妥当かどうかを審査することはできないと思います。もう少し具体的な情報を出していただきたいです。 [3/24 審査会]	副道の接続については、これから詳細な設計等を行い、地域の方の御意見も伺った上で警察と協議をして決めていくものです。 副道が接続することにより、どのような影響があるのかを改めて確認した上で、補記ができるころがあれば次回御報告したいと思います。 [3/24 審査会]	
	F-1-3	外周道路東側の副道は一方通行になるのか、それとも双方向通行になるのですか。 [7/27 審査会]	副道はまだ検討段階で、既に家が面している場所のため、基本的には沿道の方も全員出入りができるような形、双方向での検討がされていると思います。 [7/27 審査会]	
	F-1-4	おそらく双方向かと思いますが、交通の安全の面では一方通行の方が動きは単純化されます。一方で少し遠回りになるため、その辺も加味して検討いただくと良いと思います。 [7/27 審査会]	—	
	F-1-5	副道と外周道路との接続地点は、交差点 No. 2 や No. 3 からどの程度離れた地点になるのか今後検討すると思います。現在の道路における利用者や車の量によっては、あまり交差点に近いと出入りの錯綜等も起きるため、その辺も含めて検討することが必要かと思います。 [7/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
F 事業計画 (道路計画)	F-2-1	準備書 6.5-67 ページの外周道路の西側の断面図で、外周道路の内側には歩道が書かれていますが、外側には歩道がありません。 新しくできる道路となると、そこを歩行者として使う方がいると思います。外側にも歩道を作る必要はないのですか。 [1/16 審査会]	西側については歩道がない形です。資料を確認して後日、お答えします。 [1/16 審査会]	補足資料 2 で説明実施 [2/27 審査会] 補足資料 29 で説明済 [7/27 審査会]
	F-2-2	副道や歩道、バスのルートに関する話なども関わりますが、こういった交通関係の計画に関しては、どのように安全を確保するのが一番重要だと認識しています。 安全に関しては、どうすれば最大限の安全を確保できるかということを優先的に検討していただきたいです。 [2/27 審査会]	—	
	F-2-3	説明会の中でも、住民の方から道路の接続部分などの外周道路に関しての質問があります。事業者の「審査会で学識経験の委員に審査をしていただきます」という回答もあるので、外周道路について詳しい情報を次回以降に補足資料として出していただきたいです。 [3/24 審査会]	—	
	F-2-4	外側に歩道をつけないと、内側の歩道を利用することになりますが、道路を横断してまで内側の歩道は歩かないのではないかと思います。結局、車道を歩く人が多数出てくると予想されるので、そこまで含めて安全上問題ないのか十分考えていただく必要があると思います。 外側にも歩道があった方が良いでしょう。これは現在の状況だけではなく、例えば近くに小学校、幼稚園もあり、歩道があれば通学路にも利用でき、将来的に道路が開通すると住宅が増えることも考えられます。将来的なことも考えた上で検討していただきたいと思います。 [7/27 審査会]	外周道路の断面構成については、今後詳細設計を進めていく中で、交通管理者、警察等の協議、土地利用状況も踏まえながら、改めて詳細を詰めていきたいと思っています。 [7/27 審査会]	
	F-3-1	交差点 No. 2 と No. 3 についてラウンドアバウトの計画が方法書までは記載されていました。 交通管理者との協議で課題があり採用しないということですが、その課題とはどのような内容ですか。 [1/16 審査会]	ラウンドアバウトは停電時に信号がなく有利だということで見直しされている部分もありますが、協議をした際には、1万台近くと台数が多くなるとラウンドアバウトでは処理しきれないという判断もあり、不採用となりました。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
G 事業計画 (緑化計画)	G-1-1	緑地計画 について「今後具体的に検討していきます」とのことですが、もう一步踏み込んで、どのような緑化を実施するのか 具体的に示してください。 [1/16 審査会]	緑化の今後が示せるか、草地保護区の植栽の考え方というような図を検討して、後日回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 35 で 本日説明

■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般				
1 温室効果ガス	1-1-1	環境影響要因の抽出で、供用時の温室効果ガスの項目が選定されていません。この事業の中でエネルギーを必要とする施設が少なく、温室効果ガスの発生がわずかであるとのことですが、これだけ大きな事業であり、施設の夜間の利用状況等や街路の部分に照明機器等が設置されることを考えても、供用時にも環境評価項目として追記するべきではないかと思います。 [1/16 審査会]	もう一度再考したいと思います。公園施設の夜間利用の場合には、照明の他、トイレ等も 24 時間稼働するので、LED 化などで環境に配慮するような設計をするということとで現在項目選定から除いていますが、その辺についてはもう少し整理したいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 16 で 説明実施 [6/29 審査会] 補足資料 31 で 説明済 [8/27 審査会]
	1-1-2	このような建物を新設される時は、特に行政が関わっている事業では、やはり温室効果ガスを外してはいけないと思いますので、是非供用時の温室効果ガスを追記する方向で検討いただければと思います。 [1/16 審査会]		
	1-1-3	事後調査について、十分な保全のための措置を行うため選定から外すとしています。補足資料の表 6. 1. 23(3)に環境の保全のための措置として、機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握、分析等を行い、運用改善に繋がると記載されています。 この考え方をもとに保全措置を考えられていると思いますので、これを反映させた形で事後調査を選定するのか、選定しないのであれば、保全措置を健全に行うことを理由とした方が良いのではないかと思います。考え方を教えてください。 [6/29 審査会]	選定しない理由は、他の項目と同様に排出量を抑制できることを考えていたところです。 一度検討をさせていただければと思います。 [6/29 審査会]	
	1-1-4	エネルギー使用量の把握・分析はされると思います。また、施設運用の際には、今予測されているものから変更も出てくると思います。不確実性が小さいものと思いますが、どちらにしても出てくる数字であれば、確認は取れると思います。検討をお願いします。 [6/29 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-1-5	補足資料 31 の表 31-2 (2) で、調査時期の「全体供用開始後 1 年程度経過後」は、立ち上げ期間を抜いていますか。 [8/27 審査会]	調査時期は、全体供用から 1 年程度経ち、その後で立ち上げて調査をするイメージです。 [8/27 審査会]	補足資料 31 で説明済 [8/27 審査会]
	1-1-6	調査方法の現地調査の目視は何を確認するのですか。 実際に再生可能エネルギー機器が導入されているかを目視で確認するということですか。 [8/27 審査会]	環境保全措置の中の再生可能エネルギーといった機器が導入されているか、目視で確認できるところは関連資料の整理等と併せて現地で確認を行います。 [8/27 審査会]	
	1-1-7	エネルギー使用量については、年間実績値を把握して、予測値との比較を行いますか。最終的には分析して運用改善に繋げるものと思います。 [8/27 審査会]	エネルギー使用量を把握し、予測結果に対して比較を行い、運用の改善につなげるということを想定しています。 [8/27 審査会]	
	1-1-8	立ち上げ期間は、チューニング等でエネルギーの使用量が多くなることが想定されるので、落ち着いてからの 1 年間の実績値を見た方が良いです。参考にしていただければと思います。 [8/27 審査会]	—	
	1-1-9	事後調査結果報告書の内容は、どのような形で審査会に上がってくるのでしょうか。 [8/27 審査会]	【事務局が回答】 事後調査の結果は、事業者が取りまとめて提出します。委員の皆様には報告書が提出されたことをお知らせしています。 [8/27 審査会]	
	1-2-1	工事中の環境影響要因の抽出で、温室効果ガスの建設行為等が選定されていません。建設機械の稼働と工事用車両の走行は選定されていますが、この建設行為等とは、具体的には何を指しているのですか。 [1/16 審査会]	建設行為等では主に工事の実施、土壌汚染の対策工事、工作物の解体工事を実施することそのものによる影響を選んでいきます。 建設機械の稼働と工事車両の走行については、機械の稼働や各車両が走行することによる影響を抽出しています。 温室効果ガスの発生する要因は、この機械の稼働によるものと、工事用車両の走行によるものが主たる要因であるということで、このように抽出しています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
2 生物多様性	2-1-1	草地保護区中に調整池を設ける計画ですが、この草地保護区の面積の中で、調整池は、その面積にどれぐらい勘案されているのですか。 草地保護区と調整池の面積はどのような扱いですか。 [1/16 審査会]	草地保護区については、面積は 2.9ha を想定しています。そのうちオープン式の調整池については、あくまでも調整池機能を持たせるのですが、今後流量については精査したいと考えています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-1-2	区域④で「オープン式調整池整備による水辺の創出」と書いてあります。草地保護区はどのように管理する計画ですか。外周を柵で囲って人が入れないようにすることをイメージしているのか、それとも親水公園的で人が自由に立ち入れるようなものを想定しているのですか。 [1/16 審査会]	基本的に草地保護区なので、人は入れないようなビオトープ的な形で調整機能を持たせるのですが、親水公園にはならないような、ある程度草地の環境を保全するような形で公開したいと考えています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
	2-2-1	この地域全体の生態系に関して「食物連鎖への影響はほとんどない」という記載があります。哺乳類を調査していて哺乳類の注目種を選んでいないことや、アカネズミが出ているので、周辺の樹林とのネットワークの中で損なわれるような生息環境がないのかということについて、情報がないと思います。 なぜ哺乳類が注目種に入っていないのか、食物連鎖に対して影響が考慮されていないのですか。 [1/16 審査会]	—	補足資料3で 説明実施 [2/27 審査会] 補足資料37で 本日説明
	2-2-2	補足資料3で、注目種の基準以下で哺乳類に対して、配慮すべき種がないと判断されているのですか。アカネズミといった猛禽類の餌資源としての哺乳類の生息状況について、どのように考えているのですか。 [2/27 審査会]	タヌキを生態系上位種として選んだ理由は、横浜市の中で典型的なものだからです。 アカネズミについては猛禽類の餌となりうるのですが、食物連鎖模式図の中には入っていません。 [2/27 審査会]	
	2-2-3	食物連鎖模式図で、タヌキとハイタカが同じゾーンに入っているのは若干違和感があります。餌資源の幅が違うのではありませんか。 [2/27 審査会]	仰る通りです。 [2/27 審査会]	
	2-2-4	カヤネズミは見られていないのですか。アカネズミだけが見られているのは、どこで見られているのですか。分布の情報があるとよいです。 餌資源としての哺乳類という観点を加えると、レッドデータ掲載種ではなくても、生息している哺乳類の分布がどこかで見られた方がよいと思います。 アカネズミがどこで見られたかが分かると、落葉広葉樹林の餌資源としての利用範囲が推定できると思いました。具体的な地点が分かるようにしてください。 [2/27 審査会]	カヤネズミは現地調査で確認されていません。重要種は図示していますが、重要ではない種は、準備書の中で図示していません。 食物連鎖模式図で少し抜けている部分もあったので再確認した上で、アカネズミの他、重要な高次消費者に繋がるポイントとなる生物について、どこに生息したかを追記した資料を次回お示ししたいと思います。 [2/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-3-1	類型区分と供用後の緑地配置について、この中で生き物のネットワークに関する情報が表現されておらず、どのようなところで、何に対して環境のつながりが出来上がってくるのかを、具体的に記載することが重要ではないかと思います。 草地保護区も新しくできる草地であり、周りにまだ多くの低茎草地があるので、低茎草地との繋がりや、周辺の道路沿いの緑地との繋がりについて、道路部分はこれからとしても、どのような形で全体としての生態系ネットワークが形成されることを目指すのかという図が必要ではないかと思いました。 [1/16 審査会]	低茎の草地、高茎の草地、その辺の繋がり、中央に草地広場を作り、それ以外は運動施設等を配置する計画です。高茎草地とそれ以外の樹林等の繋がりの方について、後日御回答します。 哺乳類の営巣しやすい場所も確認されているので、高茎部分については草地保護区に代替を作る計画です。現況の自然が将来に引き継がれるような考え方です。表現を分かりやすく整理します。 [1/16 審査会]	補足資料 36 で 本日説明
	2-4-1	河川や出来上がる調整池周辺の湿性草地に関する情報の記載がありません。水が集まりやすい場所が比較的東側の縁辺部にもあるので、そういった現在湿性になっている環境がどのような残り方をするのか検討をしてください。 [1/16 審査会]	整理して回答します。 湧水の位置関係も公園のエリアで、改変が行われるためそのまま残すことはできないため、草地保護区の中でどれだけ復元できるかをこれから整理したいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 25 で 説明実施 [7/27 審査会] 補足資料 42 で 本日説明
	2-4-2	湿性草地を北東ではなく南西の草地保護区に調整池を造って復元する理由、北東側の湿地を第1期で保全しつつ第2期で調整池側にも作るコンセプトですが草地保護区に調整池が必要である理由を説明してください。 [7/27 審査会]	公園の整備計画で配置を決めていく中で経緯があると思いますが、持ち帰らせていただきます。 [7/27 審査会]	
	2-4-3	草地保護区に調整池というのはトレードオフがあると思います。北側にも草地を中心としたエリアを確保できるのに、こちらに調整池を持ってきて湿地を増やす根拠を説明してください。 [7/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-5-1	高茎草本群落を見ると、いろいろなタイプのものがあります。異なるタイプの草本群落が、どのように分布しているかという情報はないので、これ以上のことは分かりませんが、動物相との関係性で言って、一様ではないのではないかと思います。この事業では既存の草地を残すのではなく、新たに草地保護区を一から造るという計画です。その際に、どういうタイプの植生を、どのようなやり方で保存し、創出すべきなのかと思いますが、それが動物相との関連でどのように整理されているのか、その詳細の保全管理計画があつてしかるべきではないのかと思いました。 この情報を踏まえて、事後調査計画書では、きちんとした計画を立てていただくことを期待します。 [1/16 審査会]	高茎の方は今回の整備によってほとんど失われてしまうということで、草地保護区に集約する形で整備する予定です。その整備の仕方については、適正な草地環境が保全できるように、今後、どのような形が一番適正なのかを深く精査し、計画に反映させていきたいと考えています。 [1/16 審査会]	補足資料 26 で説明済 [7/27 審査会]
	2-5-2	現状の群落組成調査について、草本群落は多様にある中で調査地点が少なく、この情報から細かい計画を立てるのは無理ではないかと思います。 様々なタイプの草本群落を誘導し、動物もこれまでのように生息できるようにするとのことですが、それはどうすれば実現するのですか。そもそも様々なタイプがあり、それぞれに対応した動物相がありますというデータの示され方になっているのですか。細かい分析ができないと、再現や構築はできないように思います。 [2/27 審査会]	内容を確認しもう少し具体化して御説明させていただきたいと思います。 [2/27 審査会]	
	2-5-3	事務局資料の指摘事項等一覧の生物多様性 No. 2-1-3 について、改めて指摘に対しての考えを整理して出していただきたいです。 また「深く精査し、計画に反映させていきたいと考えています」の見通しを説明してください。 [2/27 審査会]		
	2-5-4	保全管理計画をしっかりと作ることがとても重要だと思います。「横浜市森づくりガイドライン」を参考に、細かい植生の多様性も維持しながら、具体的な表土の移植計画、その後の管理計画、管理目標の計画を策定し、永続的にこの植生を管理することが、今後のアセス図書に記載されるものと思います。 [7/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2-6-1	草地保護区は、作る環境によって高茎といっても全く質の違う草地になっていくと思います。単に高茎だけでは、出来上がる環境が全く違うことを考慮できないのではないかと思います。周辺の環境や水の状況など、生き物の状況を踏まえて、どのような草地の形態を採るのが適切なのかということと、管理をしていかなければあつという間に荒れた草地になりやすいのが高茎草地なので、そういった管理の可能性の観点も含めて、草地保護区のコンセプトを具体的にしてください。 [1/16 審査会]	—	補足資料 26 で説明済 [7/27 審査会]
2 生物多様性	2-7-1	草地の管理の方法がとても心配です。草地の維持管理は人為的に行わなければ無理で、草地保護区を作って管理するとなると、どのようなタイミングで草刈して維持するのか、その方法も水辺周りとはそれ以外で変わってくると思います。草を刈るタイミングも、植生視点から考えて行くと、今度は動物の方に影響が出る場合もあるので、その辺も具体的に示してほしいです。 動物の保全のことも考慮した草刈を検討しますということも入れてほしいと思います。 [1/16 審査会]	草地の管理方法については準備書では適切な管理と書いています。公園の維持管理は、指定管理で管理するので、その契約の中でいろいろな検討をした上で、管理方法を検討していきたいと思います。 動物への影響を考慮した草刈については、具体的にどのようなことができるのかを整理して回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 26 で説明済 [7/27 審査会]
	2-7-2	草刈について一番心配しているのは、鳥が繁殖している真っ最中に草刈をして、鳥の繁殖が失敗するというケースです。鳥だけではなく、哺乳類等も含めての話になりますので、是非検討していただきたいです。 [1/16 審査会]	—	
	2-7-3	他の地域にあるガイドラインをそのまま持ってくれば完結するものではないため、横浜市森づくりガイドラインを参考にしつつ、この場所に合った管理計画に調整していただきたいと思います。 [7/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-8-1	モノアラガイとアサヒナコミズムシについて、「工事着手前に再度生息状況を確認した上で、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行う」とのことですが、もしいれぱではなく、もういるという前提で移設するのかを先に専門家に相談し、計画を検討してほしいと思います。もし直前になって移設しなければなくなると、かなり大変です。移設場所を作るのであればこれらに対応したものを作ってほしいです。 [1/16 審査会]	持ち帰り整理して、後日回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 27 で説明済 [7/27 審査会]
	2-8-2	補足資料 27 については、人工水槽の周辺の植生を残して、日当たりなどの環境を変えない状態で維持されるということですか。 [7/27 審査会]	生息が確認された場合には、周りの環境を含めた生息環境があまり変わらないように、何とか残せるものを残して確保していきたいと考えています。 [7/27 審査会]	
	2-8-3	風通しが良くなり、日照条件が変わることで生息に適さない環境になる可能性があるのでは、是非御検討いただきたいです。 人工水槽の周りは林で、高木だけを残して周りを切ると、風の影響が強くなり樹木が倒れる可能性もあるのではないかと思います。御注意いただきたいと思います。 [7/27 審査会]	—	
	2-9-1	植物の予測結果で「対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境が維持されるから影響はほとんどない、あるいは生じない」とされています。それは注目種、注目群落を除いているということですか。 [1/16 審査会]	注目種も入った形で考えています。 [1/16 審査会]	補足資料 13 で説明実施 [4/20 審査会] 次回以降説明予定
	2-9-2	注目種についても工事区域外にあるから別になくなくても良いのだということですか。 [1/16 審査会]	供用後に草地保護区等にこれらの種が戻ってくることを想定しています。 [1/16 審査会]	
	2-9-3	注目種や注目群落として挙げられたものであれば、対象事業実施区域外にあるから良いという話は違うと思います。工事で改変してなくなる、頑張ってもなくすしかないという状況がある中で、どのようにミティゲーションしていくかということが準備書で書かれるべきです。 この予測結果の説明では、なくなっても良いような話をされたので、そこは表現を検討していただければと思います。 [1/16 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-9-4	補足資料 13 の「環境省レッドデータリストにおけるカテゴリーと判定基準」の定量的要件で示されている 50%は、日本全国での絶滅危惧種がⅡ類からⅠB類に上がるための判断基準であり、このようなところで使われる数字ではないと思います。 「対象事業実施区域外にあるからなくなってもいいという表現をもう少し考えた方がいいのではないですか」の意見について、どのように書きぶりを考えていくかを答えていただきたかったと思います。 [4/20 審査会]	表現の根拠として、レッドデータリストの指標という形でお示しましたが、一旦持ち帰り、表現等をどうするかも含めて、後日回答します。 [4/20 審査会]	補足資料 13 で説明実施 [4/20 審査会] 次回以降説明予定
	2-9-5	面積の 50%以上が改変されないから大丈夫という根拠に、絶滅危惧ⅠB類の定量的要件を持ち出すのは明らかに不適切です。 持ち帰って検討すると事業者が言いましたが、真摯に検討してください。 [4/20 審査会]	—	
	2-10-1	今残っているコナラ群落は、昔の里山の薪炭林としてのポテンシャルがあったとすると、以前の種子が残っていて、希少な植物が出てくる可能性があるのではないかと思います。そう考えたときに、対象事業実施区域外にあるからといってコナラ群落をなくしてしまうのがいいのかという話になるので、もう少し正確に調べた方が良くと思います。 [4/20 審査会]	現地の調査が必要かどうかも含めて一旦持ち帰り、確認した上で改めて回答します。 [4/20 審査会]	補足資料 39 で 本日説明
	2-11-1	チガヤがまとまって生育する箇所があり、それを「極力保全します」とのことですが、「一部消失する場合は」という書き方をされていて、これは工事の手が及ばない所にチガヤ群落があるということですか。 1/16 審査会]	確認した上で、後日回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 24 で 説明済 [7/27 審査会]
	2-11-2	補足資料 24 の植生図と緑地位置図の「草地（高茎）」は、基本的にチガヤを前提とした群落で均質に捉えてよいですか。断面模式図ではチガヤが前提かと思いますが、他の高茎で重要な群落はないのでしょうか。 [7/27 審査会]	主に重要な群落としてはチガヤ群落です。高茎草地全体がチガヤ群落というより、場所によってはセイタカアワダチソウなどがチガヤ群落でも優占されています。基本的に高茎草本群落として生態系等に対して比較的良好な環境は、チガヤ群落優占の環境であると考えています。 [7/27 審査会]	
	2-11-3	チガヤ群落の分布をもう少し図化することは可能ですか。 [7/27 審査会]	チガヤ優占だけれども他も入り込んでいる群落が大多数で、具体的な説明は難しいと思います。 [7/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-11-4	移植の際もセイタカアワダチソウ対策も重要になると思います。外来種管理の観点からどのように復元していくのかを明記していただけると良いと思います。 [7/27 審査会]	チガヤは根茎部分から移植することで、他の種子等の影響を受けづらい特徴があります。チガヤの表土及び根茎は、できるだけ土砂の攪乱がないように移植できればと考えています。 [7/27 審査会]	補足資料 24 で説明済 [7/27 審査会]
	2-12-1	補足資料 3 の表 3-2(2)の「樹林等」の面積が 1.73ha 増加するという記載の「樹林等」は、落葉広葉樹だけではなくて植栽樹分も含んでいますか。 [2/27 審査会]	対象事業実施区域に配置する樹木等も考慮して数値は出しています。 [2/27 審査会]	補足資料 38 で本日説明
	2-12-2	「樹林等」が建設行為等により 57% 減少し、新たな植栽により 1.73ha で増えることで、哺乳類に対して影響がないとは断定できないと思います。既存の落葉広葉樹林と新たに植栽された樹木群は、林床環境が違います。 もう少し質的に林床環境の保全に関して考慮することが重要ではないかと思います。 [2/27 審査会]	現在の樹林地は対象地域の外側の樹林地が多く、今回の事業で樹林も 1.73ha 増えますが、それ以上に対象地域の外側の周辺に残る樹木が多いということで、相対的に考えて影響が少ないと考えています。 [2/27 審査会]	
	2-12-3	「樹林等」を適切に説明してください。「樹林等」には植栽樹である「等」の部分がかなり多く含まれています。落葉広葉樹林の純粋な減少分をどのように考えるかを、影響として捉える必要があると思います。 準備書の中の「復元率」は、質的に復元されていけば正しい表現ですが、植栽樹分を含めて面積が増加して「復元」と捉えるのは、違和感があります。これは「創出」であり「代償」であって、元に戻す措置とは違います。特に囲障区域の中の落葉広葉樹林は、全て人工の草地に変わり、周辺の落葉広葉樹林も草地への転換があります。哺乳類の調査結果や、落葉広葉樹林の面積の変化といったもので、質的な影響を検討して説明してください。 [2/27 審査会]	落葉広葉樹林の変化等に対してどのように対処していくのかということも踏まえまして、次回まで宿題とさせていただきたいと思います。 [2/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-13-1	神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 の鳥類では、繁殖期と非繁殖期に区分分けをしています。これを選定基準とすると、繁殖期が対象の種が越冬期だけに観察されたのであれば、注目すべき種としてリストアップするべきではないです。「繁殖期と非繁殖期を分けているものは、該当する時期に観察された場合にリストアップする」という形にするべきではないかと思います。 [4/20 審査会]	そのような整理をしたいと考えています。 [4/20 審査会]	補足資料 30 で説明実施 [8/27 審査会] 次回以降説明予定
	2-13-2	補足資料 30 の表 30-3(2)の注目すべき種の生態の部分に、書きぶりが統一されていないこともあります。誤解を与えるような部分が多くあります。「生息」と「繁殖」が少し分かりにくいので、書きぶりを変えた方が良く、何か資料を別途探した方が良くと思います。 また、アオジの繁殖期としての記載内容は、非繁殖期だと思います。確認していただければと思います。 [8/27 審査会]	御指摘を踏まえて見直しをしたいと思います。 [8/27 審査会]	
	2-13-3	補足資料 30 表 30-1 の調査実施日について、一般的な渡り鳥は到着して動きが止まっている頃なので、4月30日は春の渡りの時期の調査としては少し遅いと思います。 事後調査を行う際は、5月に入ってくる渡り鳥を対象とするのか、一般的な渡り鳥を対象にするのであれば3月下旬から4月中旬までに行うのか、調査時期を検討していただければと思います。 [8/27 審査会]	承知しました。 [8/27 審査会]	
	2-14-1	動物の評価の【供用時（施設の使用・土地利用の変化）】に、「生息環境への影響の低減及び回避ができるものと考えます。」とあります。供用時で「回避」されるのはどういうことか不明瞭に思いました。 これだけの規模の動物への影響について、全般的に「低減、回避できる」と言うことができるのですか。生き物のタイプに応じて効果に対する評価が変わってくるのではないかと思います。 [4/20 審査会]	供用時においては「回避」という言葉は適切ではないと考えていますので、その辺りの表現も今一度見直しをさせていただければと考えます。 [4/20 審査会]	次回以降説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-15-1	植物の評価では、「植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます」とあります。 供用時の「維持」は何を指しているのですか。表現が非常に不明瞭だと思います。「多様性を維持する」という目標について、維持が目標というのは、どのようなことを達成されるのかを教えてください。 [4/20 審査会]	工事中は植物にとっては改変するため、「維持」と言及しがたいと思います。 基本的には代償を目指していますので、「維持」という表現も見直しを検討したいと思います。 [4/20 審査会]	次回以降説明予定
	2-15-2	目標設定に使われている言葉が、適切ではない部分があるのではないかと思います。検討いただければと思います。 [4/20 審査会]	—	
	2-16-1	生態系の評価の供用時の最後の文章にも、同様の表現（低減及び回避ができる）があります。 全体的にもう一度精査して、表現を改めるべきところは改めるという方向で検討いただければと思います。 [4/20 審査会]	—	次回以降説明予定
	2-17-1	元々の草地が 2.9ha 以上あり、これを草地保護区として集約化して「質が高くなるから大丈夫です。」ということは、元々の草地よりもより質の高いものを確保するということになるのですか。質×量でバランスを取るのであれば、この草地保護区では質を高めるとのことですか。 [4/20 審査会]	草地保護区については、高茎を中心として整備する想定をしていますが、一部低い草地等も含めて、今ある深谷の環境をここに集約化して草地環境を復元するという事で想定して書いています。 [4/20 審査会]	補足資料 40 で 本日説明
	2-17-2	集約化は影響が大きくなり、影響を最小限にとどめることができるという根拠にならないと思います。いろいろなものがひしめき合ったり、個別の種に対するニッチが確保できなくなるため、集約化は、ネガティブな話ではないですか。むしろその繋がりをどう確保するか、そのような観点の方が大事ではないかと思います。 [4/20 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-18-1	工区を3区分にして段階的に実施するので大丈夫です、という書き方ですが、3区分にするのなら、最初に復元対象地を作るのかということも大事になります。きちんとプラスにしておいてから下げますかという話です。下げ切った後にプラスにしたところで、十分な生息環境の共存はできないと思います。 先に復元的な措置を取るのか、確保するのかということ、教えていただきたいと思います。 [4/20 審査会]	3段階の整備の案はできていますが、その辺りも一旦持ち帰って確認をしながら、後日また改めて回答します。 [4/20 審査会]	補足資料 41 で 本日説明
	2-19-1	補足資料 25 で、草地保護区では低茎のエリアはあまり描かれていませんが、草地保護区としては全部高茎若しくは湿性ですか。 [7/27 審査会]	草地保護区は、高茎草地が主体の環境を想定しています。全部を高茎とするよりも、より生き物の多様性に対してプラスに働くと考え、高茎草地の中に「高茎＋低茎」といった環境を所々パッチ状に作ります。 [7/27 審査会]	説明済 [7/27 審査会]
	2-20-1	今回、低茎草地の多くがシバ群落に変わると思います。 環境類型区分では、低茎群落をシバ群落、特に踏圧のかからない草地を低茎草地としていると思います。公園整備後の低茎草地は、踏圧がかかるシバを主体とした群落で、人の立ち入りの多い群落に質が変化すると思います。 比較的踏圧の低い低茎草地を草地保護区以外にも確保できるか検討されていますか。 [7/27 審査会]	低茎草地の大部分が区域⑥のエリアです。現時点で踏圧がどの程度かかるか、どの程度現況から変わるかについての検討はあまりできてはいません。隣接する区域②の中にも一部芝生の場所が整備される予定です。公園の園路の脇の低茎草地の環境のため、芝生広場側に比べると踏圧は比較的少ないのではないかと思います。 [7/27 審査会]	次回以降 説明予定
	2-20-2	生態系としての影響予測で、シバ群落とシバ以外の低茎草地の観点から、事前事後の割合の変化などを検討し、定性的に変化の状態が予測できると良いと思います。 現状は生態系としての質を踏まえた事後の状態が示されていませんが、検討は可能ですか。 [7/27 審査会]	想定をしてみたいと思いますので、出来次第またお示しできたらと思います。 [7/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-21-1	補足資料 25 の「水枯れのしない湿性草地」の水を維持する方法について確認したいです。「水枯れがない」ということであれば、人工的に水を循環させて維持することも必要になると思います。モノアラガイやアサヒナコミズムシの保全という意味で重要だと思います。 [7/27 審査会]	水の供給は具体的な検討までは踏み込んでいません。雨水が供給源で、水が溜まりやすい現場での工夫は可能かと思います。水の供給、水源については検討が必要と認識しました。 [7/27 審査会]	補足資料 25 で説明実施 [7/27 審査会] 補足資料 43 で本日説明
	2-21-2	雨水調整池の中心部は、モノアラガイとアサヒナコミズムシの移植を考えると、確実に一年中水を維持する必要があると思います。雨水、湧水に頼るのではなく水を維持するのであれば、ポンプで水を循環させて、常にそこに水を流すことが必要になってくると思います。そこまで考えて計画を立てられた方が良いでしょう。 水の確保については是非検討していただければと思います。 [7/27 審査会]	—	
	2-21-3	水が枯れてばかりで用をなさないと無駄な公共事業ではないかとの懸念も出るため、水源確保については是非検討していただきたいと思います。 [7/27 審査会]	—	
	2-21-4	今回新しいレッドデータリストでは載っていないアサヒナコミズムシを移植の対象にすることは、配慮的には良いと思いますが、この経緯をどこかに載せた方が良いでしょう。 [7/27 審査会]	レッドデータリストの経緯も踏まえ、事業者の考え方については同様に保全していくという考え方を追加で入れたいと思います。 [7/27 審査会]	補足資料 25 で説明実施 [7/27 審査会] 次回以降説明予定
	2-21-5	評価書段階でこの記載を入れていただければよいと思います。 [7/27 審査会]	—	
	2-22-1	調整池を作りグリーンインフラ的に活用する観点では、雨水の経路を考慮する観点が重要だと思います。様々な施設の屋根面からどう集めるか、周辺の外周道路の水の調整機能を持たせるのか、路面の雨水の集め方に関しても、是非検討していただきたいと思います。 [7/27 審査会]	—	補足資料 43 で本日説明
	2-23-1	補足資料 25 の草地保護区の断面模式図は、注目種が対応できていないと思います。注目種のモズについての保全、生息を考えると、草地だけではなく、灌木等の樹木も入れないと生息できません。この注目種の選定をもう少し検討された方が良いでしょう。 [7/27 審査会]	注目種を少し変えるのか、隣接する樹林等とのネットワーク形成などでカバーしていくのか等、一度持ち帰って検討します。 [7/27 審査会]	補足資料 44 で本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-24-1	生態系の供用時の環境の保全のための措置に記載している文章は、「カラス類が外来種」「クリハラリスは残飯をあさる」と読めるため、書き直した方が良いと思います。 [7/27 審査会]	確認し、修正します。 [7/27 審査会]	補足資料 45 で 本日説明
	2-25-1	事後調査項目の選定で植物が×になっています。今回の事業では移植の実施や湿性地の環境を作るといった植物関係に手が加わるため、事後調査で調べた方が良いと思います。 [8/27 審査会]	対象事業実施区域が全面的に改変され、移植する種はあるが、残存する特定の種がないため、植物について選定していません。 モニタリング等については持ち帰って検討します。 [8/27 審査会]	次回以降 説明予定
	2-25-2	事後調査の生態系の調査方法が「動物の調査で確認した生息状況より類推する方法とします」とありますが、なぜ調査をせず、類推するのですか。 [8/27 審査会]	生態系全体の調査をする方法として、動物調査の結果から生態系についての状況を把握することを検討しています。 [8/27 審査会]	
	2-25-3	準備書には調査結果と書かれています。生態系の調査をされているのであれば、事後調査も同様の調査をした方が良いのではないかと思います。 [8/27 審査会]	供用後に適切な植生の環境になっているのかの把握が必要だと思いますので、調査方法の記載は検討します。 [8/27 審査会]	
3 水循環	3-1-1	地域の概況には地下水、井戸の利用状況等の情報がありませんが、対象事業実施区域内だけではなく、周辺の地下水、井戸の利用状況は分かりますか。 [1/16 審査会]	準備書の中には細かい資料は入っていません。 [1/16 審査会]	補足資料 6 で 説明済 [3/24 審査会]
	3-1-2	飲料水だけではなくて災害用井戸もあると思うので、その井戸の利用状況を是非次回は説明してほしいと思います。 [1/16 審査会]	井戸の利用状況は、後日調査して回答します。 [1/16 審査会]	
	3-2-1	井戸の利用状況だけではなく、地下水流もどのような状況になっているのか、情報をいただきたいと思います。 [1/16 審査会]	—	補足資料 7 で 説明済 [3/24 審査会]
	3-3-1	雨水調整池の土留壁工事では、どこまで掘削するのですか。 土留壁を作った場合に、その工事中の地下水流に対する流動阻害は考える必要がないのかを説明してください。 [1/16 審査会]	調整池の西側に川が南北に流れており、その西側の部分に湧水があり、地下水の水質の予測地点 a です。こちらは川があるということで、この部分で第一帯水層の方は見られると想定をしています。準備書では、それより深い部分の影響ということで、それより右側のかまくらみちにかかる公園橋の方は杭基礎で、影響はないと記載しています。 調整池の詳細な構造はこれからになりますので、現時点での考え方について設計会社に確認します [1/16 審査会]	補足資料 8 で 説明済 [3/24 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-3-2	流動障害については、雨水調整池の土留壁工事だけではなく、雨水調整池を作った後の、その調整池による流動障害はないのですか。 地下水流により調整池の上流域、下流域への影響が違いますが、もし下流域に利用している井戸があった場合に、水位の低下が起こったり、あるいは土留壁工事によって地下水の水質の水質汚濁につながったりすることもあると考えられるので、それが無いのであれば、根拠をしっかりと示していただきたいです。 [1/16 審査会]	雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断することの規模とはならない予定ということと、地下水を遮断するような建物は設置しないということで、流量の変化が少ない理由となっています。 [1/16 審査会]	補足資料 8 で説明済 [3/24 審査会]
	3-3-3	(3-3-2 の回答について) 根拠としては非常に曖昧です。実際に第一帯水層のどの辺まで土留壁が来るのかなどを適切に示し、ある程度定量的に、影響がないなら「ない」ということを納得できる内容の説明にしていきたいです。 [1/16 審査会]	—	
	3-3-4	雨水調整池 4 箇所のうち、スライド 89 ページの右側の図の W-3 が一番近いかもしれませんが、地下水流が河川の流れと同じような向きで北から南に流れているとすれば、調整池の土留壁の工事の最中に、その下流域で地下水位の低下が起こる可能性があります。その場合に、そのすぐ近くに井戸はなくても建物があるとすると、地下水位の低下の程度によっては地盤沈下につながることもあるわけです。地盤沈下とも大いに関係してくるので、定量的に説明していただきたいです。 [1/16 審査会]	持ち帰り、後日、回答します。 [1/16 審査会]	
	3-3-5	補足資料 8 の事業者の見解の内容は評価書に反映してください。 その下の説明文も非常に重要です。こちらも評価書に入れてください。 [3/24 審査会]	評価書に反映したいと思います。 [3/24 審査会]	
4 廃棄物・建設発生土	4-1-1	産業廃棄物の再資源化率について、準備書の表 6.4.15 の廃プラスチックで非木造の場合は 57.1%ですが、表 6.4.2 では 81.3%です。81.3%を用いないのは何故ですか。これらはどのような関係にあるのですか。全体的に使用しているリサイクル率が低いように思われます。 [1/16 審査会]	リサイクル率について、資料を確認した上で回答したいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 11 で説明実施 [3/24 審査会] 次回以降説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-1-2	1/16 審査会は「廃プラスチック」の指摘でしたが、補足資料 11 の表 11-1 (2) は「紙くず」「その他」「混合廃棄物」も修正されています。準備書表 6.4.2 には、「その他」と「混合廃棄物」がなく、この表の数字がどこから引用したのか分かりません。「その他」「混合廃棄物」の元データを記載してください。 表 11-4 (2) も根拠を明確にし、かつ準備書のリサイクル率の表と整合を取ってください。 [6/8 審査会]	表 11-1 及び表 11-4 については、もう少し根拠を明確にして、改めて正確な記載をしたいと思います。 [6/8 審査会]	補足資料 11 で説明実施 [3/24 審査会] 次回以降説明予定
	4-1-3	補足資料 11 の表 11-2 (2) 「RC 造」の欄の「混合廃棄物」と「アスファルト・コンクリート塊」の数字が補足資料で変えられていますが、これはなぜ変えたのですか。 [6/8 審査会]	一部の集計について、準備書で違っていました。 修正した理由を、見解の中で記載したいと思います。 [6/8 審査会]	
	4-2-1	準備書の建設発生土の予測結果では「公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画」とありますが、環境の保全のための措置には「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用若しくは他の工事現場等の受入先に搬出」とあります。なぜ場内で全量再利用できないのでしょうか。 [1/16 審査会]	原則的には、発生した切土は場内で使う形になりますが、工程等で難しい面もあるので、整理して回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 22 で説明実施 [6/29 審査会] 補足資料 34 で説明済 [8/27 審査会]
	4-2-2	再利用可能ではない建設発生土があるのですか。あるとすればそれは何で、どの程度見込まれるのですか。 [1/16 審査会]		
	4-2-3	環境の保全のための措置の「他の工事現場等の受入先」の「等」とは何ですか。 [1/16 審査会]		
	4-2-4	汚染土壌とは別に、汚染されていない建設発生土が出ると思います。汚染されていない土は場内で全量再利用なのですか。 [6/29 審査会]	汚染されていない土砂については全量再利用を考えています。 [6/29 審査会]	
	4-2-5	「他の工事現場等」の「等」の受入先が「専門の業者」と書かれています。今、残土の不適正な処分が大きな問題になっているので、「専門の業者」というのは一体何を示しているのかを明確にしないと、不適正処理が懸念されてしまいます。 [6/29 審査会]	湿地帯エリアで含水比が高く工事で再利用できない土もあるかもしれませんが、例えば汚泥みたいな形で出す場合は、専門業者に搬出する可能性があるのでは、この表現を入れています。 [6/29 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-2-6	場内で再利用可能ではない汚染されていない土があるのか、あるならそれはなぜ場内で再利用できないのかを教えてください。 [6/29 審査会]	基本的に使える土砂であれば、全て現場内の再利用、どうしても含水比等で使い道がないものは専門のところに搬出するという考えのもとに記載しています。 [6/29 審査会]	補足資料 22 で説明実施 [6/29 審査会] 補足資料 34 で説明済 [8/27 審査会]
	4-2-7	環境の保全のための措置「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します」については、まずは可能なものは場内で再利用しますとして、次に土質の観点から場内でどうしても再利用できないものは他の工事現場に搬出します、と今お答えになった通り、正確に書いてください。 [6/29 審査会]	表現を変えて訂正したいと思います。 [6/29 審査会]	
5 大気質	5-1-1	【審議での指摘事項等】 供用時の将来一般交通量の予測条件については、騒音で質疑を行いました、振動、大気質、交通混雑も同様に対応していただきたいです。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 事業者に伝えます。 [3/24 審査会]	次回以降説明予定
6 水質・底質	6-1-1	土留壁工事は、最近はソイルセメント柱列壁というものが多いです。この工法では、セメント粒子による水質汚濁が出てくるので、その辺もしっかりと対策をとることを記載していただきたいです。 [1/16 審査会]	—	補足資料 9 で説明済 [3/24 審査会]
	6-2-1	地下水の水質の井戸の調査地点と予測地点は、どのような根拠で選ばれたのですか。 湧水は対象事業実施区域の少し外にありますが、地下水については対象事業実施区域の外は全く考慮されていないように見えます。これは何か理由があるのですか。 [1/16 審査会]	次回に回答したいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 10 で説明済 [3/24 審査会]
	6-3-1	【審議での指摘事項等】 説明会の報告の中で、市民の方から米軍使用後の土地なので PFAS の汚染土壌や水質の汚染はないかという質問が出ていて、事業者の説明は基準がないので評価をしていないとのこと。対象事業実施区域内や周辺等で PFAS の検出等は現時点ではないのですか。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 多分事業者で調査はしていないと思います。河川の PFAS の調査は横浜市で行っている部分もありますが、対象事業実施区域の中を走っているのは水路みたいなものなので、ここで市が調査を行っていることはないと思います。 [3/24 審査会]	補足資料 15 で説明済 [6/8 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-3-2	【審議での指摘事項等】 飲料水の基準は現時点では暫定目標値ですが、4月1日から水質基準になります。 説明会で、PFAS について飲料水以外の基準がないと事業者が回答していますが、公共用水域についても指針値としてはあります。水道水の暫定目標値と、同じレベルの公共用水域に対する指針値です。準備して調べ、情報収集しておいた方が良いでしょうと思います。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 事業者に御意見として伝えます。 [3/24 審査会]	補足資料 15 で説明済 [6/8 審査会]
	6-3-3	【審議での指摘事項等】 説明会報告の事業者の説明で「今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目においては、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。」とあり、PFAS についても測定していることのように読めます。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 水質の調査はしているけれども、PFAS の調査はしていないと聞いています。 [3/24 審査会]	
	6-3-4	【審議での指摘事項等】 6-3-3 の事業者の回答は誤解を招きます。そこをもう一度改めて確認してください。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 PFAS の調査をどうするかを確認して、次回以降の審議の中で事業者の説明していただくようにします。 [3/24 審査会]	
	6-3-5	【審議での指摘事項等】 6-3-3 の事業者の回答は、PFAS 以外で、影響を及ぼす数値は確認されていないということですが、誤解を招く表現かもしれないです。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 恐らくそうかもしれないのですが、この部分が間違っただけで答えていることになる、それをどうするかということになるかと思います。 [3/24 審査会]	
	6-3-6	【審議での指摘事項等】 重要な点だと思いますので、事業者の方にも確認をして、正確な説明をしていただくようお願いいたします。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 事業者に伝えます。 [3/24 審査会]	
7 土壌	7-1-1	切土する汚染土壌の量はどの程度になると予測されますか。また、掘削した汚染土壌はどのように処理するのですか。それらの情報がなければ、土壌汚染の拡散の恐れがないとは言えないと考えます。 [1/16 審査会]	事前の国の調査の結果を踏まえて予測をしています。細かい点については確認してから回答します。 [1/16 審査会]	補足資料 21 で説明実施 [6/29 審査会]
	7-1-2	補足資料 21 の 38 ページの表や、環境保全措置として飛散防止措置を行うことを評価書にしっかり載せていただければ良いと思います。 [6/29 審査会]	—	補足資料 33 で説明済 [8/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
7 土壌	7-1-3	基準不適合等地点及び表層土壌 基準不適合地点（ダイオキシン類） の地表から深度について、補足資料 21 と準備書 6. 7-10 ページと数字が 違います。違いは何ですか。 [6/29 審査会]	数字を確認します。 [6/29 審査会]	補足資料 21 で 説明実施 [6/29 審査会] 補足資料 33 で 説明済 [8/27 審査会]
	7-1-4	ダイオキシンの詳細調査は、既に 10 年経っています。ダイオキシン は土壌コロイドに吸着すると、土壌 浸透水の関係で結構移動し、特に深 さ方向に移動します。この 10 年の 間に、もしかしたら 0.2m よりも深 い部分にまで移動している可能性 があります。 そういう意味でも、切土深さが 0.5m で、全て汚染土壌とみなして 取扱うのは安全側で良いと思いま すが、理屈をしっかりと立てていただ きたいと思います。 [6/29 審査会]	委員の御意見を踏まえて、見解を お示ししたいと思います。 [6/29 審査会]	
	7-1-5	補足資料 38 ページの表 6. 7. 6 で ダイオキシンとベンゼンは形質変 更時要届出区域ではないのですが、 指定区域外の汚染土壌の運搬、移動 についても、環境省の「指定区域以 外の土地から搬出される汚染土壌 の取扱指針」を参考にして対策を計 画していただきたいと思います。 [6/29 審査会]	ガイドラインを確認し、適切に対 応していきたいと思います。 [6/29 審査会]	
	7-1-6	<u>補足資料 33 表 6. 7. 6 の注釈※ 4</u> <u>については、ダイオキシン類が「土</u> <u>壌内で移動しやすい特性」を「土</u> <u>壌内で移動する可能性と、その毒性の</u> <u>高さ」と修正したほうがよいと思</u> <u>います。その前の 14 ページにも同</u> <u>様の表現があります。</u> [8/27 審査会]	<u>今のアドバイスを参考に修正す</u> <u>る方向で整理したいと思います。</u> [8/27 審査会]	
8 騒音 9 振動	8-1-1	建設機械の稼働に伴う騒音が、 79dB、83 dB と高い値が出ています。 これに対して事後調査を選定して いませんが、不確実性がないと言 えず、予測結果でかなり高い値が出 ているので、事後調査を行う方がよ いと思います。特に高い値の近くには 保育園などもあり、影響が気になり ます。 [3/24 審査会]	事後調査は他のアセス案件など も参考にしながら決定しています。 横浜市として実施している事業 の過去の状況等を確認した上で、85 dB に近いところについて事後調査 を行うかは、御説明したいと思います。 [3/24 審査会]	次回以降 説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音 9 振動	8-2-1	供用時の道路交通騒音の予測で、現地調査時の交通量をそのまま予測条件として入れて計算しています。地点3、4は外周道路の西側で、将来一般交通量の予測条件は0台です。これは、道路は作るけれども一般車両は通行しないということですか。 [3/24 審査会]	西側は既存の道路がなく、また交通量の推計等を行う場合の予測条件として、西側連絡道路が開通していない前提で、外周道路西側については、かまくらみち側を通った方が短いルートになり、将来一般交通量が設定できないため、アセスの予測上では来園車両のみが通るという数値としています。 [3/24 審査会]	次回以降 説明予定
	8-2-2	一般の車両も通るけれども予測には入っていないということですか。 [3/24 審査会]	外周道路を作れば、将来的には車は通ります。通過交通としては遠回りになるので、交通量の配分の計算をすると、時間の短縮効果があるルートを選ぶ方式を取っており、今回の反映には0という表記も出ています。 [3/24 審査会]	
	8-2-3	この予測条件に基づいて予測をした結果の評価は、地点3、4は来園車両等による増加分がないことになっています。現状道路がないところに道路を作り、そこに車が一定の台数が通ることにより生活環境に対する影響は大きくなる可能性があり、特に保育園等への環境変化の影響は大きいと思います。 地点3、4のところは道路交通騒音レベルの増加分が計算できないために、生活環境に対する影響はないとのことですが、影響がないとは言えないので、書き方を考えた方がよいと思います。 [3/24 審査会]	地点3、4の外周道路については、もう一度確認した上でお答えしたいと思います。 外周道路については、墓園や公園を利用される方が駐車場に入ることなどを想定した交通量を考えています。迂回路としても想定されますが、車利用者はなるべく早い道を通るので、それが分かるように記載を考えさせていただきたいと思います。 [3/24 審査会]	
	8-2-4	配分の計算上、比較的遠い場所同士の交通に関して考慮されているかもしれませんが、周辺の地域で発生する交通は、新しい道ができるとそこを利用するようになると思います。 それを考慮すると、もう少し現実的な交通の予測ができるので、それに基づいて騒音などの予測を行うのが良いと思います。 [3/24 審査会]	外周道路に関しては、これから詳しい断面構成等を決めますが、幅員が50m、2車線の道路で、道路の外側には植栽ですとか、緩衝帯も作る形で、周辺の環境には影響は少なくしたいと考えています。予測というよりは配慮事項をしっかりと書かせていただきたいと考えています。 [3/24 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音 9 振動	8-2-5	配慮をしっかりと書くのは結構ですが、数値として0が並んでしまうところがきちんと予測と評価をしたのかと見えてしまうと思います。 今後できる連絡道路も、この外周道路につながると思います。今回連絡道路は予測しないということですが、将来的につながるところで数値が0ということが、現実的な交通量を想定した評価をしたのかどうかと見えてしまうと思います。 [3/24 審査会]	0として配分している区間について、改めて持ち帰り、整理した上でお答えさせていただきたいと思います。 [3/24 審査会]	次回以降 説明予定
	9-1-1	【審議での指摘事項等】 供用時の将来一般交通量の予測条件については、騒音で質疑を行いました。振動、大気質、交通混雑も同様に対応していただきたいです。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 事業者に伝えます。 [3/24 審査会]	次回以降 説明予定
10 地盤				
11 悪臭	11-1-1	準備書 3-95 ページの「7）悪臭の状況」の文章で「ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。」は、表現が適当とは言えません。悪臭防止法は排出源を事業所に限定しておらず、誤解を招きます。 [1/16 審査会]	精査した上で回答したいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 12 で 説明実施 [3/24 審査会] 補足資料 23 で 説明済 [6/29 審査会]
	11-1-2	予測において、環境保全目標を「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること」とし、産廃跡地であることをもって悪臭の発生源と考えるのであれば、準備書 3-95 ページにその旨を記載すべきです。 [1/16 審査会]		
	11-1-3	特定悪臭物質は、全ての事業活動において排出する可能性はいつでもあるため、補足資料 12 の「特定悪臭物質を排出する工場その他の事業場は対象事業実施区域にはありません」は、この表現自体が不適当です。 今回整備する公園、墓園も、事業場になるという趣旨は入れてはいいかがかと思ひます。 [6/8 審査会]	追加説明資料の表現について見直した形で、次回以降に説明したいと思います。 [6/8 審査会]	
	11-1-4	悪臭の状況については、これまでの悪臭の苦情の有無が状況として適切なため、この表現を全体的に見直していただきたいと思ひます。 [6/8 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
11 悪臭	11-2-1	今回の調査では、最終処分場の上部で悪臭は臭気指数 10 未満とありますが、過去から現在にこの場所で産業廃棄物最終処分場に起因する悪臭はあるのですか。 [1/16 審査会]	精査した上で回答したいと思います。 [1/16 審査会]	補足資料 23 で説明済 [6/29 審査会]
12 低周波音				
13 電波障害				
14 日影				
15 風害				
16 安全				
17 地域社会	17-1-1	予測結果について、工事中、供用時ともに、一部の交差点で、交差点需要率や車線混雑度が基準となる値を超えています。 これについて、信号の設定などは予想している交通量に合わせて見直しをされたのですか。 青の時間のスプリットなどを適切に配分しても超えてしまう車線、あるいは交差点が出てしまうのですか。 [1/16 審査会]	信号現示は新たな将来交通量で検討し、工事中は工事車両も含めた数字で検討してこのような結果が出ています。 交差点需要率については、工事中及び供用時の平日、休日で 1 を超えているものはなく、供用時の混雑日に限って、彼岸等で車が集中するということで超えています。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定
	17-2-1	環境の保全のための措置として、工事車両を計画的に運用するとか、一般の関連車両に関して公共交通機関の利用を促すとあります。 この環境の保全のための措置は、基準値を超えてしまっている交差点が改善できる内容になっているのですか。特に工事車両の数は減らないと思います。 [1/16 審査会]	かまくらみちについては、公園事業と墓園事業の対象事業実施区域の中は歩道等を公園側でセットバックする等で改善できますが、北側、南側については住宅等があり、改良が難しい状況です。対策としては、外周道路の部分を使って対策を講じる、表示、看板等の誘導、あるいは駐車場の出入口については安全のためのシステム、回転灯などを使う形で現在対策を検討しています。混雑期、イベントがあるような場合は誘導員を配置するなど、公園管理者又は墓園管理者で今後運用にあたって検討していくことを想定しています。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定
	17-3-1	駐車場出入口の安全対策で、出庫灯を設置するという記載があります。出入口地点の対策としてはそれで良いのかもしれませんが、今回の外周道路は幅員が 50m くらいあり、道路の範囲内にも歩道やジョギング道、あるいは自転車道と交差する部分が 30m くらいあるため、その部分を横断する車との安全対策としては、もう少し何か必要なのではないかと思います。その辺りをどのように考えているのですか。 [1/16 審査会]	外周道路は 50m 幅があり、車道部分は 2 車線で、1 車線が 3 m から 3.5m くらいで、7 m 程度の車道です。残りがジョギング道や歩道になる形で、今後、詳細な検討の中でその部分を公園と一体的に整備していく形を想定しています。 整備の手法も、道路事業単独ではなく、公園事業と絡めながら、公園として一体化できるところは一体化する予定で、その際に安全対策は横断部を限定して、対策を検討していきたいと考えています。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-4-1	混雑期、お彼岸など墓参の方がたくさん来る時には、非常に来場車両も多くなります。駐車場の出入口について、入退場の車で行列ができる可能性もあると思いますが、その行列が伸びて上流側の交差点まで達すると、その交差点の処理能力も落ちることが起こり得ます。 滞留長がどこまで伸びるかの検討をされていますか。検討されていなければ検討した方が良いとは思いますが、どのように考えているのですか。 [1/16 審査会]	公園事業は特に明確な混雑はないので、イベント開催時程度ということで随時対応します。 墓園事業は、お盆やお彼岸などの集中した時に交通渋滞を引き起こす状況です。公共交通機関の利用以外には、ピーク時の状況を利用者に周知して分散化を図って混雑期を緩めることも考えています。外周道路から駐車場まで数百mあるので、駐車場の料金ゲートなどを中に設けることによって、場内で滞留長を飲み込める配置とし、滞留長が外周道路側に回らないような計画を考えています。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
	17-4-2	滞留長の評価自体も行わないということですか。 [1/16 審査会]	メモリアルグリーンという墓園が市内にあり、墓参期は駐車場前が少し混みますが、その様子から見ると、おそらくこれくらいあれば滞留長も場内に収まるのではないかとこの形で計画しています。 [1/16 審査会]	
	17-5-1	【審議での指摘事項等】 供用時の将来一般交通量の予測条件については、騒音で質疑を行いました。騒音、振動、大気質、交通混雑も同様に对应していただきたいです。 [3/24 審査会]	【事務局が回答】 事業者に伝えます。 [3/24 審査会]	次回以降 説明予定
18 景観	18-1-1	囲繞景観において、正面に競技場などの構造物がある状態で「周辺景観との調和が保たれる」という結果は、囲繞景観を別の場所でどのように享受することができるのかという観点で、もう少し広域的に考える必要があると思います。 準備書の 6.14-31 ページなどでは、囲繞景観自体が改変で見えなくなる状況でも「周辺景観との調和は保たれる」と表現されていますが、そこは保全措置による囲繞景観の享受の可能性を述べていただいた方がよいと思います。 [1/16 審査会]	別の場所からはどうなるかといった視点でも整理できるか、後日回答します。 [1/16 審査会]	補足資料5で 説明実施 [2/27 審査会] 次回以降 説明予定
	18-2-1	東側はかなりフラットな施設が配置されて、地形的な変化がありますので、景観に対して、どのように見えるのかということが大事な方角だと思います。それに対して、もう少し具体的な高さに関する情報を出していただきたいです。 [1/16 審査会]	承知しました。 [1/16 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-2	調査地点 19 のかまくらみちの東向きの景観は、高い側から低い側を見ていますが、対象地の東側からその対象地を見ている囲繞景観の調査地点がありません。 盛土の影響も加えた景観の変化を考慮していただきたいです。「この周辺の眺望景観との調和を図る」とのことですが、そもそも周辺の眺望景観が見えなくなるので、今の段階で眺望景観の変化に関して検討、予測できる部分がありますか。 [2/27 審査会]	委員が仰る方向からの盛土の影響を加えた形で評価したものがないので、事業の影響も加えた形で表現する資料を、次回お示ししたいと思います。 [2/27 審査会]	補足資料 5 で説明実施 [2/27 審査会] 次回以降説明予定
19 触れ合い活動の場				
20 文化財等				